

平成29年度税制改正について、毎年のことながら評価を記しておきたい。

改正議論の最大の焦点は配偶者控除の見直しであった。専業主婦世帯（103万円のパートの家庭も含む）を優遇する配偶者控除を、妻の年収にかかわらず結婚すれば新たな控除が受けられる「夫婦控除」に替えて、若者の結婚や子育てを支援しようという当局の思惑は、選挙を前にした政治の壁にもろくも崩れ、結果的に配偶者控除の適用拡大という思わぬ方向（あえて言えば逆走）に行ってしまった。

夫婦控除は、専業主婦世帯にも適用されるので、高所得の専業主婦世帯は負担増になるものの、大部分の世帯にとって負担の変化はない。また、配偶者の所得いかにかわらず適用されるので就労調整も生じない。しかし、そのような具体案に基づく検証なしに、議論の入り口で、負担増の世帯が出るから選挙にマイナスだという理由でとん挫した。その後はパートの就労調整の問題として議論された結果、適用範囲の拡大という結果となった。

このような選挙を意識した官邸主導の税制改正が続くと、今後時代の変革を踏まえて行われる予定の所得税抜本改革はそもそも可能なのだろうかという疑念がわき上がる。抜本的な改革ほど人々の負担に損得が生じるわけで、安倍政権は高い国民支持率というポリティカル・アセットを、税・社会保障改革に使ってほしいと願う。

筆者はこの1年本連載で、様々な税制改正の論点を取り上げてきたが、おおむねそれらは現実のものとなった。

第115回で取り上げた積立NISAの導入はうれしい驚きであった。積立NISAは、課税後の資金を投資するものなので、税制優遇とは言えない、国際的にもスタンダードな税制として位置づけられている、ということが理解されての

ことだと思う。今後この税制が、証券税制から金融全体の税制に変わっていくこと、さらには日本版IRAに発展していくことを望んでいる。

第113回で取り上げた、仮想通貨の消費税非課税も決まった。ITの発達は様々なサービスを生み出すが、税制はどうしても後追いにならざるを得ない。これは永遠の課題ともいえよう。

第116回で取り上げた、組織再編税制の一環としてのスピノフ税制の導入が決まった。グローバル競争に打ち勝つためには、組織の効率化は必須で、それを税制が邪魔することなく行えるようにするという事は、企業の選択肢が増えたという観点から大いに評価すべきだ。「課税ベースを拡大しつつ税率を引下げる」という長年の懸案から解放されたことが大きいのではないか。

第110回で取り上げたのは、CFC税制である。これについては原理原則をBEPSに沿って作りなおしたという点では評価できる。企業の事務負担の増大にも配慮した内容となっている。

ビール系飲料の税制見直しは第103回で取り上げた。ビールを減税し発泡酒と第3のビールを増税する改正を、10年かけて段階的に行うというもので、「同種のものには同じ税率を」という当局の長年の懸案の実現だ。これを契機にビール業界は、税金の低いビール類の開発に突き込んできたエネルギーを、国際競争の生き残りかけた商品開発にふり向けることができ、業界利益にもつながるのではないか。

第108回で取り上げた中小企業向け租特の適用範囲の見直しも小幅ではあるが行われた。

このように、本欄で取り上げた税制改正が実現された背景には、わが国企業活動のグローバル化に伴い税制も変わっていかねばならないという大きな流れがある。これが筆者の評価である。

第

118

回

中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員

森信茂樹

平成29年度税制改革

税制之理

ことわり